

特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書

【車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの】
 （規則第7条第2項第7号（第12条の5第2項第2号）関係）

建築物の所在地				
建築物の用途	床面積	m ²	1日当たりの平均乗降客数	人/日
インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2関係）の適用 ※5ページ目を参考に右欄の該当する□にチェックしてください。				□公表義務あり □公表義務なし

チェック欄	《 特 定 施 設 整 備 基 準 》	
	適用欄	届出・申請時 完了時
	①施設の規模に応じて左記チェック欄「適用欄」の□をチェックしてください。 【凡例】 □ : 全ての規模 □規模A：床面積の合計2000m ² 以上 □規模B：床面積の合計2000m ² 未満かつ平均乗降客数3000人/日以上 □規模C：駐車台数30台以上 「★」は条例独自基準のため、建築確認での審査対象外です。「★」がある「□」にチェックが入る場合は、条例の届出を行ってください。 ②「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において□をチェックしてください。 ③《特定施設整備基準》欄の該当する□にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 ④1の高齢者等利用経路、3.8.12の視覚障害者利用経路を配置図・平面図で図示してください。	
1 高齢者等利用経路	(1) 高齢者等利用経路 (第1の1)	
□	□ □	ア 道等から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	□ □	ウ 高齢者等利用居室から車椅子利用者利用便房までの経路のうち1以上
	□ □	エ 車椅子利用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路のうち1以上
	(2) 高齢者等利用経路上の段又は階段 (第1の1)	
□	□ □	段又は階段を設けない
	□ □	段又は階段への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設
□規模A □規模B★	□ □	階と階との間の上下の移動に係る部分への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設
	(1) 高齢者等利用経路 (第2の1)	
□★	□ □	ア 地上の道等から一般の旅客が利用する改札口を経由し、各乗降場の車両等の乗降口までの経路のうち1以上
	□ □	イ アの経路から乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路のうち1以上
	□ □	ウ アの経路から車椅子利用者利用便房までの経路のうち1以上
	□ □	エ アの経路から車椅子利用者利用駐車施設までの経路のうち1以上
	(2) 高齢者等利用経路上の床面の高低差、段又は階段 (第2の1)	
□★	□ □	ア 第2の1(1)アの経路において、床面に高低差がある場合（□EV □高低差が小さい場合等は傾斜路）の設置
□規模A★ □規模B★	□ □	第2の1(1)アの経路において、階と階との間の上下の移動に係る部分へのEVの設置
□★	□ □	イ 第2の1(1)イからエまでの経路上に段又は階段を設けない
	□ □	段又は階段への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設
□規模A★ □規模B★	□ □	階と階との間の上下の移動に係る部分への（□傾斜路 □EV □その他の昇降機）の併設
2 出入口	(1) 高齢者等が利用する出入口 (第1の2、第2の2)	
□	□ □ □	出入口前後の点状ブロック等 (第2の2)
	(2) (3) 高齢者等利用経路を構成する出入口 (第1の2)	
□	□ □	ア 幅≧80cm
	□ □	イ 戸を設ける場合 戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）
	□ □	ウ 戸の全面が透明な場合の衝突防止措置
	□ □	エ 戸の前後に高低差なし
3 廊下等	(1) 高齢者等が利用する廊下等 (第1の3)	
□	□ □	ア 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	□ □	ウ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等 (第1の3)	
□	□ □	ア 幅≧120cm
	□ □	イ 車椅子の転回に支障がない場所の設置距離≦50m
	□ □	ウ 戸を設ける場合 戸の構造（□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】）
	□ □	エ 戸の前後に高低差なし
	(4) 固定式の記載用カウンター又は公衆電話台 (第1の3)	
□	□ □	記載用カウンター 70cm≦カウンターの高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm
	□ □	公衆電話台 70cm≦公衆電話台の高さ≦80cm、下部空間：高さ≧65cm、奥行≧45cm
	視覚障害者利用経路 (第2の3)	
□	□ □	(1) 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等
	□ □	(2) (1)の廊下等からEV、便所及び乗車券等販売所までの廊下等
	□ □	線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備
4 階段	高齢者等が利用する階段 (第1の4、第2の4)	
□	□ □	(1) 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
	□ □	(3) 手すり 端部付近に階段の通ずる場所を点字により表示 (第2の4(1))
	□ □	両側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
	□ □	(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
	□ □	(5) 段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置
	□ □	(6) 蹴込板及び滑り止め
	□ □	(7) 側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり≧5cm
	□ □	(8) 回り階段としない (第2の4(2))
	□ □	(9) 視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等

5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路 (第1の5、第2の5)			
	□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 勾配 $>1/20$ 又は高さ >16 cmの場合 両側に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり(踊場含む) (第2の5)
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ 勾配 $>1/20$ かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり ≥ 5 cm
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
	(2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路 (第1の5)			
	□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 階段に代わる傾斜路の幅 ≥ 120 cm、階段と併設する傾斜路の幅 ≥ 90 cm
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 勾配 $\leq 1/12$ (高低差 ≤ 16 cmの場合 勾配 $\leq 1/8$)
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 傾斜路の高低差 >75 cmの場合 高さ ≤ 75 cmごとに踏幅 ≥ 150 cmの踊場
6 エレベーター その他の 昇降機	(1) 高齢者等利用経路を構成するEV及びその乗降ロープー (第1の6、第2の6)			
	□規模A □★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア EVの停止階 高齢者等利用居室の存する階、車椅子利用者利用便所の存する階、車椅子利用者利用駐車施設の存する階、地上階
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 出入口幅 ≥ 80 cm
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ウ 幅 ≥ 140 cm、奥行き ≥ 135 cm
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エ かごの構造・寸法等 車椅子の展開に支障がない構造
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	オ 左右両面の側板に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	カ 戸の開閉状態を確認できる鏡
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	キ 停止予定階及び現在位置を表示する装置
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ク かごの装置 文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ケ 点灯等により押したことが確認できる非常ボタン
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	コ 利用者を感知し、自動的に戸の開鎖を制止する装置
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	サ かご及び乗降ロープーの装置 車椅子使用者が利用しやすい高さ(標準:80cm~110cm)の制御装置
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	シ 乗降ロープーの寸法・装置 高低差なし、幅及び奥行 ≥ 150 cm
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ス 到着するかごの昇降方向を表示する装置
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	セ 視覚障害者等が利用するEV及び乗降ロープーの装置
		□規模A □規模B★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	開閉時間を延長できる出入口の戸 (第2の6(3))
	(3) かごの幅 ≥ 100 cm かつ 奥行 ≥ 110 cmのEV ((1)のEVを設ける場合を除く) (第1の6)			
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1)ア、イ、オ～ス
	(4) 高齢者等利用経路を構成する特殊構造昇降機 (第1の6)			
	□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ア 平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	イ 昇降路の出入口に接する部分の水平面

7 便所	(1) 高齢者等が利用する便所の設置数 (第1の7)													
	□	□	□	高齢者等が利用する階(次のア及びイ掲げる階を除く)の階数に相当する数以上										
				①階の総数				※不特定多数が利用する施設における従業員専用階など						
				②高齢者等が利用する階以外の階の数										
				③アに該当する階の数										
				④イに該当する階の数										
	必要設置数 ①-(②+③+④)				設置数		≥必要設置数							
	□	□	□	ア	地上階であって、高齢者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの									
	□	□	□	イ	高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上高齢者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階									
	(2) 高齢者等が利用する便所 (第1の7、第2の7)													
	□	□	□	ア	1以上の出入口	(7)	床面に高低差がある場合の傾斜路		幅≥90cm 勾配≤1/12(高さ≤16cmの場合 勾配≤1/8)					
						(1)	幅≥80cm		戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)					
							戸を設ける場合		戸の全面が透明な場合の衝突防止措置 戸の前後に高低差なし					
						□	□	□	イ	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ				
						□	□	□	イ	便所の出入口付近に視覚障害者に示す案内板		男子用及び女子用の区別、腰掛便座、洗面所その他の設備の配置を表示(□点字 □文字等の浮き彫り □音による案内 □その他【 】)		
	(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上 (第1の7)													
	□	□	□	ア	洗面所	(7)	70cm≤洗面器の高さ≤80cm							
						(1)	洗面器の周囲の手すり							
(9)						水洗器具(□レバー式 □光感知式 □その他【 】)								
□						イ	男子用小便器		小便器(□床置き式 □壁掛け式 □その他【 】)					
□	女子用小便器		周囲の手すり											
(4) 車椅子利用者利用便所 (第1の7)														
□	□	□	□	(1)により高齢者等利用便所を設置した階の数又は面積に応じて算出する必要数以上の車椅子利用者利用便所										
				小規模階(1,000㎡未満)		床面積合計(㎡)				×1/1,000= ①		※1未満の端数切捨て		
				一般階(1,000~1万㎡)		階の数				×2= ③				
				大規模階(1万㎡超~4万㎡)		必要設置数		④		※大規模階(4万㎡超~)ごとの当該階の床面積×1/20,000(1未満の端数切捨て)の合計				
				大規模階(4万㎡超~)		必要設置数		④						
				必要設置数(①+②+③+④)		設置数				≥必要設置数				
				□	□	□	ア	出入口の幅≥85cm						
				□	□	□	イ	戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)						
				□	□	□	ウ	腰掛便座、手すり等の適切な配置						
				□	□	□	エ	便器の洗浄装置(□光感知式 □押ボタン式 □その他【 】)						
□	□	□	オ	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間										
□	□	□	カ	便所の出入口付近に車椅子利用者利用便所である旨をJIS適合図により表示する標識										
□	□	□	キ	独立便所の洗面所	点灯等により押したことの確認ができる非常ボタン									
□	□	□	洗面		70cm≤洗面器の高さ≤80cm									
□	□	□	洗面所		洗面器の周囲の手すり									
□	□	□	ク	便所の出入口付近に車椅子利用者利用便所を設けた便所である旨をJIS適合図により表示する標識										
(8) オストメイトが円滑に利用できる便所 (第1の7)														
□	□	□	ア	オストメイトが円滑に利用できる構造の水洗器具										
(10) 乳幼児用設備を備えた便所・便所 (第1の7)														
□	□	□	ベビーチェア	ベビーチェアを設けた便所を定める数以上設置										
				必要設置数				設置数		≥必要設置数				
				便所の出入口付近にベビーチェアを設けた便所である旨を表示する標識										
				便所の出入口付近にベビーチェアを設けた便所を備えた便所である旨を表示する標識										
				□	□	□	おむつ交換台	おむつ交換台を設けた便所を定める数以上設置						
□	□	□	おむつ交換台	必要設置数				設置数		≥必要設置数				
□	□	□	おむつ交換台	便所の出入口付近におむつ交換台を設けた便所である旨を表示する標識										

8敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路 (第1の9、第2の8)				
	□	□ □	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ (第2の8(1)ア)	
				手すりの端部付近に段の通ずる場所を点字により表示 (第2の8(1)イ)	
				両側に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり (第2の8(1)イ)	
		□ □	イ	段がある部分	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置
				段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置	
				蹴込板及び滑り止め	
		□ □	ウ	傾斜路	側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり $\geq 5\text{cm}$
					回り階段としない (第2の8(1)イ)
					傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
	□ □	ウ	傾斜路	勾配 $> 1/20$ かつ側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり $\geq 5\text{cm}$	
				両側に握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり(踊場含む) (第2の8(2))	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路 (第1の9)				
	□	□ □	ア	幅 $\geq 120\text{cm}$	
車椅子の転回に支障がない場所の設置距離 $\leq 50\text{m}$					
戸を設ける場合				戸の構造(□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)	
□ □		イ	傾斜路	階段に代わる傾斜路の幅 $\geq 120\text{cm}$ 、階段と併設する傾斜路の幅 $\geq 90\text{cm}$	
				勾配 $\leq 1/12$ (高低差 $\leq 16\text{cm}$ の場合 勾配 $\leq 1/8$)	
				傾斜路の高低差 $> 75\text{cm}$ の場合 高さ $\leq 75\text{cm}$ ごとに踏幅 $\geq 150\text{cm}$ の踊場	
□ □	ウ	排水溝	粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ふた		
			車椅子のキャスターが落ち込まない溝ふた		
(3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路 (第1の9、第2の8)					
□	□ □	ア	道等から外部出入口までの経路のうち1以上の経路 (第2の8(3)ア)		
			アの経路からE.V、便所及び乗車券等販売所までの経路 (第2の8(3)イ)		
	□ □	イ	視覚障害者	線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備	
				点状ブロック等	段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分
	□ □	ウ	点状ブロック等	段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分	
				車路に近接する部分	
			車路を横断する部分		
9駐車場	(1)(2)(3)(4) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合の車椅子利用者利用駐車施設 (第1の10)				
	□規模A □規模C	□ □	ア	必要設置数の車椅子利用者利用駐車施設の設置	
				幅 $\geq 350\text{cm}$	
				高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置	
				区画面及びその付近にJIS適合図により表示、又は表示する標識	
				駐車場の出入口付近に車椅子利用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図により表示し、当該駐車施設へ誘導する案内板	
10標識					
□	□ □ □	階段、E.Vその他の昇降機、便所、駐車施設、乗車券等販売所の付近の標識 (第1の12、第2の10)			
		階段、E.Vその他の昇降機、便所、駐車施設があることをJIS適合図により表示 (第1の12)			
		乗車券等販売所があることをJIS適合図により表示 (第2の10(1))			
		文字による表記を行う場合 (第2の10(2))			
□★	□ □ □	日本語に加えて英語その他の外国語による表記			
11案内設備	(1) 案内板その他の設備 (第1の13、第2の11)				
	□	□ □ □	階段、E.Vその他の昇降機、便所、駐車施設の配置をJIS適合図により表示 (第1の13(1))		
			乗車券等販売所の配置をJIS適合図により表示 (第2の11(1))		
	(2) 視覚障害者に示すための設備 (第1の13(2))				
	□	□ □ □	□点字 □文字等の浮き彫り □音による案内 □その他【 】 □案内所		
			文字による表記を行う場合 (第2の11(2))		
	□★	□ □ □	日本語に加えて英語その他の外国語による表記		
	車両等の運行に関する情報を提供する設備 (第2の11(3))				
□★	□ □ □	文字等及び音声により提供			
12案内設備までの経路	道等から案内設備までの経路 (第1の14)				
	□	□ □ □	視覚障害者	道等から案内設備までの経路のうち1以上(下記の場合を除く)	
				(1) 主として自動車の駐車のために供する施設	
				(2) 建築物管理者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から、直接地上へ通じる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が8(3)イ、ウの基準に適合	
				線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により誘導する設備	

13乗車券等販売所、待合所及び案内所	乗車券等販売所、待合所及び案内所のうち1以上 (第2の13、第1の2)					
	□★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢者等利用経路を構成する出入	幅≧80cm	(第1の2(3))
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸を設ける場合	戸の構造 (□自動開閉扉 □引き戸 □その他【 】)	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		戸の全面が透明な場合 衝突防止措置	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	カウンターの1以上	車椅子使用者の円滑な利用に適した構造	(第2の13)
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造	
	乗車券等販売所、案内所 (勤務する者を置かないものを除く) (第2の13)					
□★ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置及び当該設備を保有している旨の表示						
乗車券等販売所に設ける券売機のうち1以上 (第2の13)						
□★ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 高齢者等の円滑な利用に適した構造 (□乗車券等販売者が常時対応できる窓口があるため適用除外)						
14休憩設備	休憩設備 (第2の14)					
□★ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設置						
15改札口	各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上 (第2の15)					
□★ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 幅≧80cm						
16乗降場等	(2) バスターミナルの乗降場 (第2の16)					
	□★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	床の表面は、滑りにくい仕上げ		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	乗降場の縁端のうち、バス車両用場所に接する部分への、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造		
	(3) 旅客船ターミナルの乗降用設備等 (第2の16)					
	□★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	乗降用設備	幅≧90cm	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		手すりの設置	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		床の表面は、滑りにくい仕上げ		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所	さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備		
(4) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場の通路等 (第2の16)						
□★	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保安検査場の通路	車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		幅≧90cm		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置及び当該設備を保有している旨の表示		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	旅客搭乗橋	幅≧90cm		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差がある場合、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		勾配≦1/12		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		手すりの設置			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		床の表面は、滑りにくい仕上げ			

※参考：インターネット等によるバリアフリー情報の公表義務（条例第24条の2関係）

下表の用途及び規模の施設の所有者・管理者は、施設のバリアフリーに関する情報をインターネット等で公表する義務があります。

別表第4の2（福祉のまちづくり条例施行規則第12条の2関係）

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場	床面積の合計10,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。）
	(2) 物販店舗	
	(3) 遊技場	
	(4) 公衆浴場	
	(5) 飲食店	
	(6) 理髪店等	
	(7) クリーニング取次店等	
2	(1) 病院等	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模（2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。）
	(2) 劇場等	
	(3) 運動施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
	(4) 博物館等	
	(5) 銀行等	
	(6) 地下街等	
3	ホテル等	客室の合計50室以上又は床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
4	(1) 官公署	全ての規模
	(2) 公共の交通機関の施設	

備考：1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設（2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。